

# 第5回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月20日(木) 13時30分～14時23分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
石	塚	繁	男
小	針	重	男
常	松		栄
佐	藤	光	栄
佐	藤	恵	司
小	板	橋	正
金	子	光	彌
小	針	一	之
星			昇

4 欠席委員 (1人)

佐 藤 正 尉

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理  
事務局長 これより令和3年第5回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
会長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
事務局長 (会長挨拶)  
天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっておりまして、会長よりよろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は8名、届出欠席委員は 佐藤(正)委員 です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については 常松委員、佐藤(光)委員 の両名にお願い致します。  
それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
事務局 (1ページ～3ページ朗読)  
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。

(13:39決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
事務局 (4ページ～7ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員 よりご説明願います。

1番委員 ■さんに確認したところ、この内容で間違いございません。ご審議の程よりよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
8番委員 5条転用の申請が、農業者ではない方が農業者から所有権の移転ができるのかどうか、確認の意味も込めて質問いたします。

事務局 3条の所有権の移転については、農業者でなければ所有権の移転ができませんが、5条申請につきましては、原則農業委員会を通して、県へ進達し、県より許可を受けることとなっておりますので、目的に応じた内容でなければ許可がおりないかと思っております。また、年末の農地転用状況調査を行って

おり、農地転用の案件につきましては、違反転用等を防ぐためにも農業委員さんを中心に見回り等確認をお願いいたします。

3番委員 譲渡人の住所が、村外となっておりますが村内にゆかりのある方であるか確認させてください。

事務局 住民票が村外にありますが、元々本村にお住まいで、農作業を行っているとのことです。

議長 それでは他に、意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:50決定)

議長 続いて議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。

No.1を事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 この件につきまして5月19日に■■■■さんには、電話、■■■■さんに自宅訪問で確認したところ、こちらの内容で間違いのないとのことでご審議の程、よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:54決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.2の件について、5月16日に■■■■さんと■■■■さん宅に訪問し内容を認めた結果この内容で間違いございません。ご審議の程願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)  
議長 異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:56決定)

議長 続いてNo.3について事務局より説明を願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・大里中部 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 5月の13日に■■■さん、■■■さんへ電話にて確認しましたところ、この内容で間違いのないとのこと。ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:58決定)

議長 続いてNo.4について事務局より説明を願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.4について、5月17日に電話で双方へ確認しました所、内容に相違ありませんという事でしたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(14:02決定)

議長 続いて、No.5について事務局より説明を願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 こちらの件に関しまして、5月18日電話にて双方へ確認をしました。

その結果、この事務局の内容に相違ございません。ご審議よろしくお願  
いたします。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:07決定)

議長

続いて、No.6について事務局より説明を願います。

事務局

(9ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたと思います。高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員 よりご  
説明を願います。

推進委員

5月18日に電話で双方へ確認しまして、この内容で間違いありません。  
ご審議の程、よろしくお願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:10決定)

議長

続いて、No.7～No.9について関連がございますので、事務局より一括で説  
明願います。事務局より説明を願います。

事務局

(9ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたと思います。湯本・田良尾・大平地区 農地利用最適化推進委員  
よりご説明を願います。

推進委員

■■■■さんについては、電話、■■■■さん、■■■■さんについては、ご自  
宅へ伺って確認いたしました。内容については、説明のとおり間違いござ  
いませぬので審議の程、よろしくお願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

議長 ここで議長の職を職務代理にお願いいたします。  
(会長が自席へ着席し、職務代理が議長の席へ。)

職務代理 議長を交代しました。  
暫時の間、議長の職を務めますのでよろしくをお願いいたします。  
続いて、No. 10について事務局より説明をお願いします。

事務局 (10ページ朗読)

職務代理 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。 9番委員 よりご説明をお願いします。

9番委員 農地中間管理事業の案件で、出し手の■■■■さんの土地で、受け手の■■  
■■さんが所有権を移転するということです。水、ほ場の条件が良く、  
売買価格がやや高くなっていますが、あっせん会議の際にも確認しまし  
た。その結果、事務局の説明通り、内容に誤りはございませんので、ご審  
議願います。

職務代理 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:19決定)

職務代理 ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。  
(職務代理が自席へ着席し、会長が議長の席に着席)

議長 議長を交代しました。職務代理ありがとうございました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。  
これをもって議長をおろさせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

事務局長 閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第5  
回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:23終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年6月21日

内山 正勝



常松 栄



佐藤 光栄

